

監理技術者の専任義務の緩和措置について

1. 概要

建設業法の改正(令和2年10月1日施行)に伴い、法第26条第3項のただし書の規定を適用した監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の専任義務が緩和され、監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で置いた場合には、同一の特例監理技術者を配置できる工事を2件まで認めることが規定されました。

これに伴い、大和市における監理技術者の兼務については以下のとおり取り扱います。

2. 対象となる工事の要件(すべて満たすこと)

- (1)入札の書類審査時に兼務について事前に市から承認を得た工事であること。
- (2)兼務できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとし、いずれも大和市発注の工事であること。

3. 監理技術者補佐の資格要件(すべて満たすこと)

- (1)主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
※監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (2)公告日において入札参加者と直接的かつ恒常的な3月以上の雇用関係にあること。

4. 特例監理技術者を配置する場合の留意事項

- (1)兼務するそれぞれの工事において監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2)特例監理技術者は施工における主要な施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (3)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- (4)監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (5)特例監理技術者は、現場代理人との兼務は不可。

5. 入札契約における手続きについて

- (1) 監理技術者の専任義務の緩和措置を希望する場合は、競争参加資格確認申請期間中(事後審査の入札案件は落札候補者となった際に)速やかに当該希望を発注者(大和市)に伝え、「特例監理技術者配置予定調書」(別添様式)及び添付書類を提出してください。
- (2) 兼務する2件の工事の難易度や繁忙期等を含めた審査を市が行い、兼務の可否についてご連絡します。
- (3) 特例監理技術者の配置を認められた場合は、契約締結時に「工事現場代理人等選任届(特例監理技術者配置用)」を兼務する工事それぞれ1部ずつ作成し、提出してください。
また、「特例監理技術者・監理技術者補佐配置届」についても2部作成し、提出をお願いします。

(別添様式)

特例監理技術者配置予定調書

会社名：

監理技術者氏名		
現施工 工事	契約番号	
	工事名	
	請負代金額	¥ (税込)
	工期	年 月 日 から 年 月 日
	現場代理人	
	監理技術者補佐	
新規請負 を希望す る工事	契約番号	
	工事名	
	請負代金額	¥ (税込)
	工期	年 月 日 から 年 月 日
	現場代理人	
	監理技術者補佐	

※記載した監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類と資格が確認できる書類の写しを添付すること。

※特例監理技術者は現場代理人と兼務できません。

※監理技術者補佐については、他の工事を兼務できません。